

鳥取県告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月23日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会医療法人仁厚会 理事長 藤井省三	倉吉市山根43	藤井政雄記念病院ケアプランセンター	倉吉市山根43-1	平成21年2月28日